

公園における不法投棄等への対応について

1 基本的な考え方

市内の公園における不法投棄や不法占拠などの各種法令に違反する行為が発見された場合につきましては、以下のとおり対応しております。今後とも、それぞれの手続きに則りながら、適正な公園の管理に努めてまいります。

2 具体的な手続き（確知から監督処分まで）

（1）確知

市内の公園における不法投棄や不法占拠などの各種法令に違反する行為に対しては、各区役所道路公園センターが実施するパトロールや市民からの通報等を通じて、出来るだけ早期に確知するよう努めております。

（2）行政指導

不法行為の確知後におきましては、早急に原因者を特定するとともに、原因者に対して不法投棄物等の撤去などを求めて行政指導を実施いたします。原因者が特定されない場合には、市が撤去することを現場で周知したうえで、速やかに撤去を実施します。

（3）監督処分

原因者に対して撤去や原状回復を命じ（都市公園条例第22条第1項及び第2項、第5条第項）、この命令によっても撤去等が行われない場合については、違反者に代わって不法投棄物等を撤去するとともに、撤去に要した費用を徴収します（行政代執行法第2条）。

川崎市都市公園条例（抜粋）

（利用の禁止又は制限）

第5条 市長は、都市公園の管理のため必要があると認めるときは、都市公園の一部又は全部の利用を禁止し、又は制限することができる。

（監督処分）

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可若しくは承認（第7条第2項の承認を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

（1）この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

行政代執行法（抜粋）

（代執行）

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。